

入院時食事療養費変更のお知らせ

光熱費・食材費の高騰を踏まえ、厚生労働省より入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、2026年6月1日よりご負担金額が下記の通り変更となります。

(70才未満の方)

所得要件	区分	自己負担限度額 (3割)	食事代
年収 約1,160万以上 国保：901万円超え 社保：標準報酬月額83万円以上	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	550円 /1食
年収 約770万円～約1,160万円 国保：600万円～901万円以下 社保：標準報酬月額53～79万円	イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	
年収 約370万円～約770万円 国保：210万円～600万円以下 社保：標準報酬月額28～50万円	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	
年収 約370万円以下 国保：210万円以下 社保：標準報酬月額26万円以下	エ	57,600円	
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円	270円

※国保：国民健康保険の世帯の年収 社保：社会保険の被保険者の月収

(70歳以上の方)

割合	適用区分	所得要件	ひと月の上限額	食事代
3割	現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	550円 /1食
		Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標報53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	
		Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標報28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	
1・2割	一般	年収約156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円	
1・2割	低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	270円 /1食
		Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円	130円 /1食